

# 農業委員会における遊休農地の発生防止・解消対策について

平成21年12月の農地法改正により農地所有者には農地を適正に管理する責務が課され、耕作されていない場合には法律にもとづいて農業委員会が指導を行うこととなりました。

## 遊休農地とは

過去1年以上作物の栽培が行われていない農地、耕作に向けての草刈りなどが行われていない農地を遊休農地としています。遊休農地は、この20年間増加をつづけており現在埼玉県の面積に匹敵する約40万ヘクタールとなっています。

## なぜ遊休農地は問題となるのか

遊休農地は、不法投棄の増加、病虫害・有害鳥獣の発生による近隣農産物への被害、景観の悪化など周囲の営農・生活環境に様々な悪影響をおよぼすおそれがあります。また、食料を生産する貴重な資源である農地が有効に使われないことは、食料自給率の低下にもつながります。

耕作をしない状態が数年続くと、再び農地に戻すことができないほど荒れ、これらの問題は深刻となることから、農地の所有者には農地を効率的かつ適正に利用する責務があります。

## 農業委員会は耕作されない農地が発生していないか調査をします

農業委員会では、農地法にもとづき毎年管内の農地の利用状況を調査しています。耕作されていない農地の所有者の方には、遊休農地となっていることをご連絡し、農地を農地として使っていただくお願いをします。具体的には、自ら耕作をしていただくか、耕作できない場合はどなたかに貸していただくかの検討をお願いします。貸し付けについては、耕作できる方へのあっせんをします。

## 耕作・貸し付けの意向がない場合は、農地法にもとづく指導の対象となります

自らの耕作、貸し付けのどちらの意向もない場合は、農地法にもとづく書面(指導通知書)による指導の対象となります。指導通知書に記載された期日までに、耕作の再開や貸し付けの意向が見られない場合には、遊休農地である旨の通知(遊休農地通知書)がされることとなり、その後解消に向けた指導の対象となります。

## 農地の適正な管理・利用にご理解をお願いします

農地の所有者の方には、遊休農地が周囲におよぼす影響、農地法にもとづく指導についてご承知いただき、自ら耕作を再開いただくか、耕作できる方への貸し付けをお願いします。

## 農地法にもとづく調査・指導の流れ

